

平成30年度 北陸農政局発注者綱紀保持委員会定例会議議事概要

1 開催日 平成31年3月7日（木）

2 場 所 北陸農政局 局長室

3 出席者 別紙1「出席者名簿」のとおり

4 議 題

（1）平成30年度発注者綱紀保持対策等の実施結果について
別紙2のとおり

（2）平成31年度北陸農政局発注者綱紀保持対策等の実施方針について
別紙3のとおり

5 その他
なし

別紙 1

出席者	委員長 委員	局長		
		消費・安全部	消費生活課長	
		生産部	生産振興課長	
		経営・事業支援部	担い手育成課長	
		農村振興部	農村計画課長	
	幹事	統計部	調整課長	
		総務	総務管理官	
		総務課	総務課長	
		会計課	会計課長	
		農村振興部	設計課長	
庶務		総務課	監査官	
		総務課	監査官	

平成30年度発注者綱紀保持対策等の実施結果について

(1) 職員に対する発注者綱紀保持講習等の開催状況

番号	会議名	開催日	受講対象者	参加人数(人)	周知内容等
1	情報漏洩・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修	H30.6.6	管内入札契約担当者等(4月期異動職員)	40	・農村振興局より講師が来られ、発注者綱紀保持、官製談合等の防止、国家公務員倫理、再就職等規制及びロールプレイング演習
2	平成30年度 次長・工事課長会議(第1回)	H30.6.13	管内事業(務)所の技術次長、工事等担当課長及び局農村振興部各課課長補佐等	33	・公正取引委員会の講師による入札談合等関与行為防止法等の説明
3	平成30年度管内事業所等用地・管理担当課長等会議	H30.7.19	管内事業(務)所の用地課長、管理課長、庶務課長、用地調整官、管理調整官及び局農村振興部用地課職員等	25	・農林水産省発注者綱紀保持規程等の内容を具体的に説明及び発注者綱紀保持マニュアルポケット版配布
4	発注者綱紀保持規程等の遵守について研修	H30.10.31	各部室等総務担当課長補佐、各県拠点主任農政推進官(管理)、管内事業(務)所の庶務課長等	38	・平成30年10月版「農林水産省発注者綱紀保持対策について」及び「独占禁止法と官製談合防止法について」研修資料を用いて説明 ・「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス」DVDの視聴
5	平成30年度管内機関等経理事務担当者会議	H30.11.16	管内事業(務)所の経理担当係長等、各支局の総務担当官、局内各部の総務関係担当係長等	41	・「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス」DVDの視聴 ・発注者綱紀保持マニュアルポケット版の配布
6	平成30年度管内事業所等用地・管理担当者会議	H30.11.21	管内事業(務)所の用地・管理担当係長等	19	・「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス」DVDの視聴
7	平成30年度管内事業(務)所次長・工事課長会議(第2回)	H31.2.8	管内事業(務)所の技術次長、工事等担当課長及び局農村振興部各課課長補佐等	28	・「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス」DVDの視聴 ・高知県内における入札談合事案について国土交通省のプレスリリース資料説明
8	平成30年度管内事業所等専門官・設計係長等会議	H31.2.20	管内事業(務)所の技術専門官、設計及び工事担当係長、係員、局農村振興部職員等	19	・「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス」DVDの視聴 ・高知県内における入札談合事案について国土交通省のプレスリリース資料説明

発注者綱紀保持チェックシート及びeラーニング研修の実施(対象:管内全職員)

実施時期	実施人数(人)	備考
2018/6/1~6/30	928	官房予算課作成のチェックシートを実施
2018/7/23~8/24	818	発注者綱紀保持eラーニング研修を実施
2018/11/26~12/21	950	発注者綱紀保持eラーニング研修を実施

(2) 競争参加有資格者等への周知状況

①ホームページへの掲載

[事業者の皆様へ]と題し、発注者綱紀保持対策の概要を記載した文書を掲載（更新継続）

②本局及び事業（務）所の発注担当窓口における掲示

①と同様の内容を記載した文書を、各発注窓口の入り口に掲示（更新継続）

③調達情報メールマガジンへの記載

発注者綱紀保持対策を実施している旨を、調達情報メールマガジンに記載（更新継続）

(3) その他、職員への周知状況

本局、事業（務）所及び県拠点の執務室内における掲示

「私たちは、農林水産省発注者綱紀保持規程を遵守します。」（9月27日から掲示）

平成31年度 北陸農政局発注者綱紀保持対策等の実施方針について

発注者綱紀保持のための対策について、以下のとおり実施する。

1 目的

発注事務の適切な実施に関する理解を深め、関係法令の遵守及び綱紀の厳正な確保を図る。

2 職員を対象とする講習等の実施方針

(1) 対象者

本局、県域拠点及び事業（務）所の管理監督者及び発注担当職員を主な対象とするが、発注担当職員以外の職員は発注者綱紀保持規程上第三者と位置づけられ、発注担当職員への不当な働きかけを禁止されていることに鑑み、全職員を対象とする。

(2) 講習会等の開催方針

- ①各種会議等を活用した発注者綱紀保持講習の開催
- ②発注者綱紀保持マニュアル等を北陸農政局掲示板に掲載し、継続的に周知を図る
- ③「私たちは、農林水産省発注者綱紀保持規程を遵守します。」を執務室内に掲示

3 競争参加有資格者等への周知方針

平成30年度に引き続き、下記の対策を実施する。

(1) 北陸農政局ホームページへの掲載

- ①発注者綱紀保持対策の概要を記載した「事業者の皆様へ」の掲載
- ②農林水産省発注者綱紀保持規程の掲載

(2) 本局及び事業（務）所の発注担当窓口における掲示

発注者綱紀保持規程に基づき、執務室への自由な出入りを制限していること等を記載した文書の掲示。

(3) 調達情報メールマガジンへの記載

発注者綱紀保持対策を実施している旨を、調達情報メールマガジンに記載する。